所定疾患施設療養費　治療実施状況

介護老人保健施設において、入所者のニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの所定の疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。
当施設では、厚生労働大臣が定める基準に基づき所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、毎年、前年度の治療実施状況を報告してまいります。

● 算定要件 ●

1. 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、所定疾患施設療養費（Ⅰ）については1回に7日を限度とし、月1回に限り算定するものであり、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものとする。
所定疾患施設療養費（Ⅱ）については1回に10日を限度とし、月1回に限り算定するものであり、1月に連続しない日を10回算定することは認められないものとする。

2. 所定疾患施設療養費と緊急時治療管理は同時に算定することはできない。

3. 所定疾患施設療養費の対象となる状態は以下の通りである。
   - 肺炎
   - 尿路感染症
   - 帯状疱疹
   - 蜂窩織炎

4. 算定する場合においては診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
また、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査、診断、治療に関するガイドライン等を参考にすること。

5. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

6. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

● 算定状況 ●

2025年度（所定疾患施設療養費（Ⅱ）を算定）

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	件数	2	1	1	3	1	1	0	0	0	0	1	1
	日数	5	10	10	23	9	4	0	0	0	0	1	9
帯状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	10